

NPO活動資金助成事業制度の見直し項目（案）

1 対象事業

①NPO活動資金助成要綱と募集案内での表現の統一及び文言の整理

- 現状では、助成要綱と募集案内で対象事業の表現が統一されていない。助成要綱では対象の事業が規定されているのに対し、募集案内では「～の団体が行う事業」という表現になっている。そのため、スタートアップ事業・ステップアップ事業ともに対象とする「事業」を明確化して、より分かりやすくする必要がある。
- また、現状のスタートアップ事業の団体要件は、団体設立5年未満又は直近年度決算期経常収入500万円未満の団体としているが、直近経常収入500万円未満であれば、団体設立5年以上の団体も申請が可能である。設立間もない団体の活動を支援するためのスタートアップ事業については、直近経常収入500万円未満の要件を削除し、設立5年未満の団体が、活動の基盤強化のために行う事業とすることが妥当である。
- 一方、ステップアップ事業については、団体活動の発展のために行い、将来的に区や他団体との連携・協働が期待できる事業として募集することをより一層明確化していくこととする。

2 申請期間

①申請期間の変更

- 令和4年度は、協議会における助成団体決定の時期と、協働提案事業の最終評価の時期が重なるため、申請締切日を10日早め、3月末として、助成決定の時期を5月中旬とする。
(申請期間についてはこれまで同様約1か月半とする。)

令和4年度 5月中旬 助成事業決定

5月下旬 協働提案事業（令和2・3年度実施事業）最終評価

3 助成金額

①助成上限額の減額

- より多数の団体へ助成分配を実現するため、助成上限額を30万円へ減額する。

4 申請書類（変更する申請書類）

①助成金対象事業計画書の追加項目

- 助成実績のある団体については、ステップアップした点を踏まえて審査を行い、より発展的な事業になることを期待するため、「助成金対象事業計画書」にステップアップした点を記載する項目を追加する。

②助成金対象事業収支予算書の追加項目

- イベントごとの予算額を考慮して、助成額を決定するため、「助成金対象事業収支予算書」に申請事業のイベントごとの収支予算書を追加する。

5 審査方法

- 一次審査及び二次審査の方法については変更なし

6 審査スケジュール

- 5月中旬に助成決定するためのスケジュール（資料9-3参照）